

## はしがき

この本は特許法の主要な論点について、日本の重要裁判例をコンパクトに解説するとともに、対応する米国と欧州（EPO、ドイツ、英国）の判例を紹介したものである。

実際のビジネスの中で特許問題の実務に携わっていると、ある論点の特許法の判例上どう扱われているかを知る必要がある。その場合、代表的な判例の判旨だけではなく、その判例が対象とした特許や発明はどのようなものであったかを知ることは、判例を正しく理解する上で必要である。この本の第1の特徴は、重要論点について日本の判例を対象となった特許とともに解説した点である。なお、解説にあたっては判旨を示すだけでなく、実務的な視点に立って判例をどのように理解すべきかを書くことを心がけた。

また、ビジネスの国際化が進む中では、その論点について日本の判例だけでなく、主要な先進国ではどのようになっているかを知りたいと思う場面にしばしば遭遇する。例えば、外国企業とのライセンス交渉などに携わる場合には、ある論点が外国でどのように取り扱われているかを押さえておくことは有用である。この本の第2の特徴は、日本の判例でとりあげた主要な論点について、米国と、一部欧州（ドイツ、英国）の代表的な判例を解説した点である。

日本の過去の裁判例は理解できたが、それが国際的にみて妥当なのかと疑問に思うこともあるが、国際的なハーモナイゼーションが進んでいる特許法の分野では、そのような問題は将来の立法や判例変更により統一が図られる可能性がある。この本は実務家による解説書であり、学問的研究のためのものではないが、このような比較を通じて将来の方向性を考えることもできよう。

本書は、特許法の実務に携わる人から特許法を勉強する学生まで幅広い読者を対象としている。したがって、判例の理解のため、日米欧の特許訴訟手続の簡単な概説を序章におき、各章のはじめにその論点の概説を簡潔に記載した。また、コラムの形式で随所に日頃著者たちが抱えている感想など、少し息抜きができる読み物も挿入した。本書の各著者はこの分野で経験を積んだベテランの実務家であり、それぞれ、特許実務、訴訟実務で日々を過ごしている。本書はエイバックズーム社のセミナーで1つ1つの論点について解説をした結果をまとめ、これにかなり大幅な加筆をするという形でできたものである。

なお、本書の序章「日米欧の訴訟手続」のうち、欧米を起案するにあたっては、それぞれの手続に詳しい専門家のアドバイスを経た。具体的には、欧州については、Ashurst法律事務所所属の岩村浩幸氏及び筒井国際特許事務所所属の押鴨涼子氏、米国については、Novak Druce 法律事務所所属の山田有美氏、及び、欧米全般について、弊所所属の黒田薫氏から有益なご示唆を受けた。もとより本書における記載内容に関する一切の責任は筆者らにあるが、同氏らには、この場を借りて謝意を表す次第である。

また、本書については米国特許法と比較法の権威である竹中俊子ワシントン大学教授と、特許制度の代表的なユーザーである武田薬品工業知的財産部長(元知財協会理事長)奥村洋一氏から身に余る推薦の言葉をいただいた。著者たちにとり望外の幸せである。

最後に、著者たちが実務に追われる中、辛抱強く原稿を促していただいた同社の堀部茂遠社長に心から感謝をささげる。

著者代表

弁護士・弁理士 片山英二